

サービス利用規約

このサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、カヤバ株式会社（以下「カヤバ」といいます。）が提供する油状態診断システム（これに関連または付随するシステム等の提供を含み、以下「本サービス」といいます。）を契約者（第1条において定義されます。）が利用するにあたり、本サービスの提供条件およびカヤバと契約者との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるとおり定義します。

- (1) 「個別契約等」とは、本サービスに関し、契約者とカヤバとの間の権利義務関係を規律する個別契約その他の文書のうち、本規約、本申込書および本サービス仕様書以外のものをいいます。
- (2) 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、営業秘密、ノウハウその他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。
- (3) 「販売店」とは、カヤバがその裁量により別途本サービスの販売業務（問い合わせ対応を含みます。）やコンサル業務を許諾した第三者を意味します。
- (4) 「本サービス利用契約」とは、本サービスを利用するに際し、契約者がカヤバまたは販売店に本申込書を提出することで本サービスの利用を申込み、カヤバがこれを承諾することにより、契約者とカヤバとの間で発生する本規約等に基づく本サービスの利用に関する契約関係をいい、個別契約等が存在する場合は当該個別契約等に基づく権利義務関係を含みます。
- (5) 「本申込書」とは、カヤバまたは販売店が定める様式および内容の本サービスの利用に係る申込書または申込フォームをいいます。
- (6) 「本サービス仕様書」とは、本サービスの提供内容や利用条件など、本サービスの仕様を示したものをいいます。
- (7) 「本利用料金」とは、本サービスの利用の対価としてカヤバまたは販売店が別途定める料金をいいます。
- (8) 「申込み希望者」とは、本サービスの利用の申込みを希望する者をいいます。
- (9) 「利用者」とは、契約者の指定に基づきカヤバが本規約に定める手続に従って本サービスの利用を認めた各個人をいいます。なお、利用者には契約管理を行う「契約管理者」と単に本サービスを利用する「一般ユーザー」の2種があります。
- (10) 「利用者アカウント」とは、カヤバが各利用者を識別するために発行する利用者IDに紐付いたアカウントをいいます。
- (11) 「利用者アカウント情報」とは、カヤバが各利用者を識別するために発行する利用者IDおよび利用者アカウントを利用するために必要となるパスワードを総称したものをいいます。

- (12) 「契約者」とは、カヤバまたは販売店に本申込書を提出することで、本サービスを申込み、カヤバが本サービスの利用を承諾することにより、カヤバと本サービス利用契約を締結した法人または個人をいいます。
- (13) 「販売店経由の契約者」とは、契約者のうち、販売店に本サービスの利用を申込みことによりカヤバと本サービス利用契約を締結した法人または個人をいいます。
- (14) 「契約者情報」とは、契約者が本サービスの利用にあたって、または利用をして登録、送信、アップロードまたは保存等する一切の情報（文書、文字、数字、画像その他のデータ等の形式を問いません。）をいいます。利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律において定義される個人情報を指します。本規約において以下同じです。）を含みますが、「本データ」は含まれません。
- (15) 「本データ」とは、機器を用いて収集されるセンサー測定値、本サービスを通じてカヤバから契約者に提供される情報および有体物をいい、本サービスにより生成されるデータ、センサー測定値または監視結果などの油状態診断に関する情報も含まれますが、これに限りません。
- (16) 「機器」とは、本サービスを利用する際に用いるカヤバ所定の機器をいいます。

第2条（適用範囲）

1. 本規約は、本サービスについて、契約者とカヤバの権利義務関係を定めることを目的とし、契約者とカヤバとの間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。
2. カヤバは、本規約および本サービス仕様書に従って契約者に対して本サービスを提供し、契約者は本規約および本サービス仕様書の定めに従って、本サービスを利用します。
3. カヤバは、本規約を随時変更することができます。契約者には、本サービスの利用行為の時点において最新の利用規約が適用されます。
4. 本規約、本申込書、本サービス仕様書および個別契約等の間で抵触がある場合、本申込書または個別契約等（総称して「本規約等」といいます。）において異なる定めがない限り、個別契約等、本申込書、本サービス仕様書、本規約の順にその定めが優先されます。

第3条（本サービスの提供）

1. 本サービスの内容、範囲および仕様は、本サービス仕様書記載のとおりとします。
2. 契約者は、契約管理者1名および一般ユーザー最大5名の登録が可能です。この上限数を超えた登録を希望するときは、別途の費用が掛かります。
3. 契約者は、本サービス利用契約の有効期間中、自己の業務に関わる使用のためだけに、本サービスを利用することができ、第三者の業務のために本サービスを利用することはできません。
4. 本サービスの提供範囲は、日本国内に限ります。
5. 本サービスは、本サービス仕様書に記載の設備監視を目的として設計されており、商用利用に限ります。人命に直結する利用は想定しておりません。

第4条 (本サービスの利用の申込みと承諾)

1. 申込み希望者は、本規約の内容に同意のうえ、カヤバに対し本申込書を提出する方法で本サービスの利用を申し込みます。
2. 申込み希望者は、前項の申込みにあたり、カヤバに対し正確かつ最新の情報（契約者情報を含み、その他にカヤバが随時要請する情報をいいます。）を提供し、また本サービス利用開始後も常に情報が正しい内容になるよう、カヤバ所定の方法により、適宜変更しなければなりません。
3. 申込み希望者が前項の情報変更を怠ったことにより不利益を被った場合、カヤバは一切の責任を負いません。
4. カヤバは、申込み希望者から本サービスの利用の申込みを受領したのち、カヤバが定める方法により、当該利用申込みを承諾するかを判断します。
5. 前項の判断に際して、カヤバが必要と判断したときは、カヤバは申込み希望者に対して、契約者確認のための資料の提出を求める場合があります。
6. カヤバは、申込み希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本申込書の記載事項等の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがある場合
 - (2) 過去に本サービス利用契約を解除された場合
 - (3) 所定の利用環境を整えられない場合
 - (4) 第24条に抵触するおそれがあると判断した場合
 - (5) 本サービスと同一または類似のサービスを行っている判断した場合
 - (6) 本規約の内容に同意いただけない場合
 - (7) 本サービス利用契約の定めに違反している場合
 - (8) その他契約者として不相当と判断した場合
7. カヤバは、申込み希望者からの利用申込を承諾した場合、申込み希望者に対して、カヤバが定める方法によりその旨を通知します。カヤバが当該通知を発信した時点をもって、契約者とカヤバとの間で本サービス利用契約が成立します。
8. 申込み希望者は、本サービスの利用申込み後は、如何なる場合も当該申込みをキャンセルすることはできません。

第5条 (利用環境)

1. 本サービスを利用するには、カヤバ所定の機器を用い、本サービス仕様書に記載された環境条件を満たすことが必要です。
2. 本サービスの利用に必要な機器や本サービス仕様書に記載された環境条件は、契約者の自己の責任と費用負担にて確保し、維持されます。

第6条（利用開始）

1. 本サービスの利用開始日は、カヤバから契約者に対し、所定の設置完了確認書を交付した日とします。
2. 契約者が設置完了確認書に署名または押印した時点で、本サービスの導入作業の検収が完了したものとみなされます。

第7条（利用者アカウント）

1. カヤバは、契約者による本サービスの利用のために必要な範囲で、利用者に対して、それぞれ固有の利用者アカウントを付与します。利用者による本サービス利用契約の違反は、契約者による本サービス利用契約の違反とみなします。
2. 契約者は、各利用者をして本サービス利用契約上の全ての義務を遵守させ、またカヤバもしくは契約管理者が利用者アカウントを付与した利用者以外の者が当該利用者アカウントを使用しないよう適切に管理する義務を負います。契約者または利用者は、利用者アカウントの貸与、譲渡、売買その他の処分をしてはなりません。
3. カヤバは、利用者アカウントを通じて本サービスが利用された場合、当該利用者アカウントが付与された利用者が本サービスを利用しているものとみなすことができ、契約者または当該利用者による利用者アカウントの管理不十分、使用上の過誤または第三者の使用等により契約者が損害、損失、費用等（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」といいます。）を被った場合であっても一切の責任を負いません。
4. 契約者は、利用者アカウントについて不正使用（盗難または無権限の第三者により使用されていることを含みます。）が判明した場合には、直ちにその旨をカヤバに通知するとともに、その後の対応はカヤバの指示に従います。カヤバは、当該通知を受けた場合またはカヤバがカヤバの裁量により利用者アカウントが不正使用されていると判断した場合、当該利用者アカウントを停止することができます。この場合、契約者は、カヤバの定める手続に従い当該利用者アカウントの停止措置の解除を求めることができます。カヤバは、当該停止措置により契約者が損害等を被った場合であっても一切の責任を負いません。
5. 契約者は、利用者が退職または転属するなど利用者アカウントの全部または一部が不要になった場合には、カヤバに直ちにその旨通知するとともに、カヤバが当該利用者アカウントの削除その他必要な措置を講ずるために必要な協力を行います。

第8条（本利用料金）

1. 契約者は、カヤバに対し、カヤバが別途定める方法に従い、本利用料金を支払います。
2. 本利用料金の支払対象となる期間の起算点（以下「課金基準日」といいます。）は、毎月1日とします。ただし、本サービスの利用を開始した月の課金基準日は、第6条に定める利用開始日の翌月1日とします。
3. カヤバは、カヤバの裁量により、本利用料金を改定することができます。

第9条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 法令に違反する行為、法令違反を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
- (2) カヤバまたは第三者に対する詐欺または脅迫的な言動（自己または関係者が反社会的勢力である旨を伝える行為を含みます。）を用いる行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 本規約等に違反する行為
- (5) カヤバまたは第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (6) 本サービスを通じ、以下に該当しまたは該当するとカヤバが判断する情報を送信する行為
 - ① 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
 - ② コンピューター・ウィルスその他の有害なプログラムを含む情報
 - ③ カヤバ、本サービスの他の契約者またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
 - ④ 過度にわいせつな表現を含む情報
 - ⑤ 差別を助長する表現を含む情報
 - ⑥ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ⑦ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ⑧ 反社会的な表現を含む情報
 - ⑨ 他人に不快感を与える表現を含む情報
 - ⑩ 虚偽の内容を含む情報
 - ⑪ 宣伝、広告、勧誘または営業行為（カヤバが事前に明示的に許可するものを除きます。）を含む情報
- (7) 本サービスおよび本データの全部または一部を複製、譲渡、貸与、頒布、翻案、修正、改変、改良、改ざんする行為または逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為その他本サービスに係るシステムに関連するソースコード、オブジェクトコード、ストラクチャー、アイデア、ノウハウ、アルゴリズムその他これらに類するものを解明する行為（AIによるものを含みます。）
- (8) 本サービスを第三者に使用させまたは公開する行為
- (9) 第三者になりすまし本サービスを利用する行為
- (10) 本サービスおよびこれに関連するシステム等に過度な負荷をかける行為
- (11) 本サービスに接続しているシステム全般について、権限なく不正にアクセスする行為、本サービスの利用に関連してカヤバまたは第三者の設備に蓄積された情報を不正に書換えもしくは消去する行為、その他カヤバに損害等を与える行為
- (12) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為

- (13) 本規約において明示的に認められた目的以外の目的で本サービスを利用しまたは本サービスの趣旨に反する行為
- (14) 前各号の行為を直接または間接的に惹起しまたは容易にする行為
- (15) 本サービス仕様書に記載する禁止事項に抵触する行為
- (16) その他、カヤバが不適切と判断する行為

第 10 条 (本サービスの中断・停止)

カヤバは、以下各号の事由のいずれかが生じた場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を一時的に中断または停止することができます。

- (1) 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるアップデート、メンテナンスまたは修理を定期的または緊急に行う場合
- (2) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
- (3) 天災、火災、停電、その他の不慮の事故、戦争、紛争、動乱、暴動または労働争議などの不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- (4) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
- (5) 契約者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
- (6) 第三者が運営する本サービスの提供に関連するサービス等の全部または一部の提供が一時的に停止または中断された場合
- (7) 法令またはその解釈の変更、裁判所または行政機関からの命令等その他の事情により本サービスの運営が不能となった場合
- (8) 契約者が本規約等に違反した場合
- (9) その他前各号に準じカヤバが必要と判断した場合

第 11 条 (本サービスの変更・追加・廃止)

カヤバは、契約者に事前の通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することができます。本サービスの全部を廃止した場合、当該時点で本サービス利用契約は終了します。カヤバは、本サービスの全部を廃止する場合、契約者に廃止予定日の 6 か月前までに通知します。

第 12 条 (知的財産権)

1. 本サービスに関する一切の知的財産権その他権利は、カヤバまたは同権利を保有する第三者に帰属するものとし、秘密情報（第 22 条で定義しています。）の開示により、いかなる知的財産権も契約者に譲渡されるものではなく、また、本契約で明示的に与えられるものを除き、使用許諾その他のいかなる権限も契約者に与えられるものではありません。
2. 契約者は、契約者情報について、自らがデータ登録または送信することについての適法な権利を有していること、および契約者情報が第三者の権利を侵害していないことを、カヤバに対して表明し、保証します。

第 13 条 （本データ）

1. 契約者は、本データをカヤバの秘密情報として扱い、カヤバの事前の書面による承諾なくして、第三者に開示しません。
2. 契約者は本データを所有し、カヤバは本データの分析を実行する権利およびすべての分析結果に関する権利を所有するものとします。
3. カヤバは、本データに基づいて本サービスにより分析した結果および契約者向けのレポート（口頭および書面を含み、以下「レポート等」といいます。）について、契約者に対し、レポート等を非独占的、永久的に使用する権利を付与するものとします。
4. 契約者は、カヤバが以下の各号の行為をすることについて承諾します。
 - (1) 本データについて、本サービスの提供の目的で使用する（当該目的のために本データを委託先に対して開示することを含みます。）
 - (2) 本データについて、カヤバ製品の改良の目的で使用する（当該目的のために本データを第三者に対して開示することを含みます。）
 - (3) 本データについて、集約化および匿名化すること、ならびに、集約化および匿名化された本データについて、本サービスの提供の目的以外の目的（機械学習活動を含みます。）で使用する（当該目的のために集約化および匿名化された本データを第三者に対して開示することを含みます。）

第 14 条 （契約者による損害賠償）

1. 契約者は、本サービス利用契約に違反することにより、または本サービスの利用に起因もしくは関連してカヤバに損害等を与えた場合、カヤバに対しその全ての損害等を賠償します。
2. 契約者による本サービスの利用に起因または関連して、カヤバが、他の契約者または利用者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けるなど、何らかの紛争が生じた場合、当該契約者は、自己の費用と責任で解決するものとし、カヤバに一切迷惑または損害等を与えないものとします。
3. 契約者は、前項の請求に基づきカヤバに損害等（第三者に支払を余儀なくされた金額および当該請求に係る紛争等の解決のためにカヤバが負担した金額を含みます。）が発生した場合、カヤバに対しその損害等を賠償します。

第 15 条 （保証の否認および免責）

1. 本サービスに関し、第 6 条第 2 項に定める検収完了時に発見できないカヤバのソフトウェアに起因する不具合があった場合、カヤバは契約者に本サービスを納入してから 1 年以内に契約者がカヤバに通知した場合に限り、無償でソフトウェアの再設定作業等を行います。なお、本項は販売店経由の契約者には適用されず、販売店経由の契約者に生じた本サービスの不具合については、販売店契約の契約者と販売店との間で締結された契約の定めによります。

2. カヤバは、本サービス、本サービスを通じて提供されるコンテンツその他本サービスにより契約者が取得し得る一切の情報（本データを含みますが、これに限りません。）が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・最新性・適時性・完全性を有すること、契約者による本サービスの利用が契約者に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合することについて何ら保証しません。
3. カヤバは、本サービスに関してエラー・バグその他の不具合が生じないこと、本サービスに関してセキュリティ上の欠陥が存在しないこと、本サービスを通じて提供されるコンテンツが契約者に適用される法令に抵触せず適法に利用可能であることおよび本サービスの利用が第三者の権利を侵害しないこと等について、何ら保証せず、これらのことに起因して、債務不履行責任、不法行為責任その他法律構成を問わず、カヤバは一切の責任を負いません。
4. カヤバは、本サービスの提供の中断、停止、追加、廃止、利用不能または変更、契約者が本サービスに送信したデータ等の削除、消失または喪失、契約者の登録の抹消、本サービスの利用によるデータ等の消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して契約者が被った損害等につき、賠償する責任を負いません。
5. カヤバは、本サービスが全てのブラウザまたは端末に対応していることを保証するものではありません。契約者は、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供するブラウザまたは端末のバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることについて、予め承諾します。カヤバは、かかる不具合が生じた場合にカヤバが行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
6. カヤバは、第2項から第5項に規定する事象以外において、本サービスに関連して契約者が被った損害等について、債務不履行責任、不法行為責任その他法律構成を問わず、カヤバの責に帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害を除き一切の責任を負わないものとし、かつ、契約者がカヤバに支払った過去6か月分の本利用料金の総額を損害賠償の上限とします。ただし、当該上限額の定めは、カヤバが損害等に対し故意または重過失がある場合は適用しません。
7. 本条は、本サービスの提供に関してカヤバが契約者に負うすべての責任を規定したものです。

第16条（本サービス利用契約の解除）

1. カヤバは、契約者に以下各号の事由のいずれかが生じた場合、契約者に通知することにより本サービス利用契約を解除することができます。
 - (1) 本サービス利用契約上の表明保証または義務に違反し、違反の具体的内容を記載した書面による催告にもかかわらず相当な期間にて当該違反が治癒されない場合
 - (2) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
2. 前項に基づく解除が行われた場合、契約者は、カヤバに対して負っている一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全ての債務を履行しなければなりません。
3. 第1項の定めに基づき、本サービス利用契約が解除された場合であっても、カヤバは契約者から既に支払われた本利用料金を返還する義務を負いません。

第 17 条（委託）

1. カヤバは、本サービスを提供するにあたり、カヤバの責任において、本サービスに関する業務（申込手続き、本サービス提供終了等の契約上および契約外の手続きを含みます。）の全部または一部を第三者（以下「委託先」といいます。）に委託することができます。
2. カヤバは、委託先に対し、本サービス利用契約上に定める自己の義務と同等の義務を負わせうえで、本サービスの提供に必要な範囲に限り、契約者情報を開示することができます。

第 18 条（個人情報）

1. カヤバは、本サービスの提供にあたり利用者から直接、または契約者を通じて取得した利用者の個人情報および契約者が個人である場合は当該契約者の個人情報を個人情報の保護に関する法律およびカヤバのプライバシーポリシー（<https://www.kyb.co.jp/privacy.html>）に従って取り扱います。
2. カヤバは、本サービスに関連して取得した個人情報を次の各号に定める目的にのみ利用し、それ以外の目的で利用しません。
 - (1) 本サービスの提供と運営のため
 - (2) カヤバのプライバシーポリシーに定める利用目的のため
3. カヤバは、本サービスの提供と運営にあたり、販売店から販売店経由の契約者の契約者情報を受領します。そのうちに含まれる個人情報は、前項各号に準じて取り扱います。
4. 契約者は、利用者の個人情報をカヤバに提供することについて、利用者から適切な同意を得たことを表明します。

第 19 条（有効期間）

1. 本サービス利用契約の有効期間は、本申込書に記載の期間とします。但し、契約者がカヤバに対し、有効期間終了日の 2 か月前までに書面により解約の申し入れをしない限り、有効期間終了日の経過時に従前と同一内容にて自動的に 1 ヶ月更新されるものとし、その後も同様とします。解約に際し別途費用が発生する場合は、本申込書に従うものとし、本サービス利用契約が期間満了または解除その他理由を問わず終了した場合でも、第 9 条第 7 号、第 8 号、第 11 号および第 12 号（禁止事項）、第 12 条（知的財産権）、第 13 条（本データ）、第 14 条（契約者による損害賠償）、第 15 条（保証の否認および免責）、第 18 条（個人情報）、第 20 条（契約終了後の対応）、第 24 条（反社会的勢力の排除）から第 28 条（販売店経由の契約者への特約）はなお有効に存続し、第 22 条（秘密保持）は終了後 3 年に限り有効に存続します。

第 20 条（契約終了後の対応）

1. 本サービス利用契約が期間満了または解除その他理由を問わず終了した場合には、契約者は、直ちに本サービスの一切の利用を中止し、利用者をして中止させるとともに、契約者の電磁的記録媒体

にインストールされた全ての本サービスに係るプログラム（その複製物を含みます。）および本データを消去または破棄しなければなりません。

2. カヤバは、本サービス利用契約が終了した場合、本サービス上における契約者情報および本データなどを削除することができるものとします。カヤバは、かかる情報などの返還または提供に応じることはできません。カヤバは当該削除等によって生じた契約者の損害等について、一切の責任を負いません。
3. 契約者情報について、カヤバは契約者から削除の要請があったときは、法令により保存が義務付けられている場合を除き、カヤバが合理的と判断する方法および範囲において削除します。

第 21 条（本規約の変更）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、カヤバは、本規約を変更することができます。この場合、カヤバは、当該変更の効力発生時期を定め、かつ本規約を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をカヤバの定める方法によって周知します。
 - (1) 当該変更または追加が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 当該変更または追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他当該変更または追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 契約者が本規約の変更後に本サービスを利用したときは、契約者は変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。

第 22 条（秘密保持）

1. カヤバおよび契約者は、本サービス利用契約の締結および履行に関連して、相手方から開示を受けた情報（以下「秘密情報」といい、秘密情報を開示した当事者を「開示当事者」、秘密情報を受領した当事者を「受領当事者」といいます。）を厳に秘密として保持するものとし、開示当事者が事前に書面により承諾した場合を除き、秘密情報を第三者に開示もしくは漏洩し、または本サービス利用契約に関連する目的以外の目的のために利用してはなりません。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は秘密情報に含まれません。
 - (1) 開示当事者による開示の時点で受領当事者が既に保有していた情報
 - (2) 開示当事者による開示の時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 開示当事者による開示後に受領当事者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、受領当事者が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 開示当事者から開示された秘密情報を利用することなく受領当事者が独自に知得または開発した情報
3. 第 1 項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示当事者の秘密情報を開示することができます。

4. 前項の定めにかかわらず、カヤバは、本契約と同等の秘密保持義務を課すことにより、契約者の書面による承諾なくして、秘密情報を知る必要のあるカヤバの委託先および関係会社に秘密情報を開示することができます。

第 23 条 (通知)

1. 本サービスに関するカヤバから契約者への通知は、電子メールによる方法、本サービスのウェブサイトに掲載する方法、その他カヤバの定める方法によって行い、カヤバがその通知作業を完了した時点で、その効力が生じます。
2. 販売店経由の契約者に対しては、カヤバは販売店への通知をもって、前項の通知に代えることができます。

第 24 条 (反社会的勢力の排除)

1. カヤバおよび契約者は、現時点および将来にわたって自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称します。）であることまたは反社会的勢力であったこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること
 - (3) 代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
 - (4) 自己または第三者の利益を図る目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること
 - (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 自らまたは第三者を利用して暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
 - (8) 自らまたは第三者を利用して取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行うこと
 - (9) 自らまたは第三者を利用して風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為を行うこと
 - (10) 第 7 号から第 9 号に準ずる行為を行うこと
2. カヤバまたは契約者に本条の違反があった場合、相手方は、催告をすることなく直ちに本サービス利用契約を解除することができます。この場合において、解除した者は相手方に生じた損害等を賠償する責任を負わず、また、解除した者に損害等が生じたときは、相手方はその損害等を賠償しません。

第 25 条（譲渡の禁止）

本サービス利用契約において別段の定めがある場合を除き、カヤバおよび契約者は、本サービス利用契約上の地位または本サービス利用契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に譲渡、移転その他の方法で承継させてはならず、担保権の設定その他の方法により処分してはなりません。

第 26 条（準拠法・紛争解決）

1. 本サービス利用契約の準拠法は日本法とし、本サービス利用契約は日本法に従って解釈されます。
2. 本サービス利用契約に起因または関連して生じたカヤバおよび契約者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（誠実協議）

カヤバおよび契約者は、本サービス利用契約に定めのない事項および本サービス利用契約に定める事項の解釈に関して疑義が生じた場合は、誠意をもって協議の上、これを解決します。

第 28 条（販売店経由の契約者への特約）

1. 販売店経由の契約者と販売店との間で締結された契約に関する紛争は、販売店経由の契約者と販売店との間で解決するものとし、カヤバは一切関与せず、また一切の責任を負いません。
2. 販売店経由の契約者については、本規約の以下の条項については、カヤバを販売店に読み替えたうえで、販売店経由の契約者と販売店との間で適用されます。
 - (1) 第 4 条（本サービスの利用の申込みと承諾）
 - (2) 第 6 条（利用開始）
 - (3) 第 8 条（本利用料金）
3. カヤバは、本サービスの内容を販売店にも共有することができるものとします。
4. 販売店経由の契約者と販売店との間で締結された契約において前項各号以外の本規約の条項と矛盾する内容を定めたとしても、販売店経由の契約者はカヤバに対し、その定めを主張することは一切できません。
5. カヤバと販売店との間の本サービスに関する契約が終了した場合、当該終了の理由の如何を問わず、カヤバと販売店経由の契約者との間の本サービス利用契約も終了します。ただし、販売店経由の契約者は、カヤバと別途協議したうえでカヤバが提示した内容に合意したときは、引き続き本サービスを利用できるものとします。
6. 第 15 条第 6 項の規定にかかわらず、カヤバは、本サービスに関連して販売店経由の契約者が被った損害等について、債務不履行責任、不法行為責任その他法律構成を問わず、カヤバの責に帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害を除き一切の責任を負わないものとし、かつ、当該契約者と契約を締結した販売店がカヤバに支払った過去 6 か月分の本利用料金の総額を損害賠償の上限額とします。

以上